

# 利用約款

2022年11月1日版

医療法人 積愛会  
千の星・よこはま

介護老人保健施設入所  
短期入所療養介護  
介護予防短期入所療養介護  
通所リハビリテーション  
介護予防通所リハビリテーション  
訪問リハビリテーション  
介護予防訪問リハビリテーション

## 介護老人保健施設入所

### 介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）

### 介護老人保健施設通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）

### 介護老人保健施設訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）

## 利用約款

### （約款の目的）

- 第1条 医療法人積愛会 千の星・よこはま（以下「当施設」という。）は、介護保険法令（以下「法令等」という）に基づき入所においては、要介護の利用者に対し、法令等の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設入所サービスを提供し、ショートステイ、デイケア、訪問リハビリ等の居宅サービスにおいては、法令等により要介護及び要支援状態と認定された利用者に対し、法令等の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように一定の期間、利用者の状態に応じて、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）のいずれかまたはすべてのサービス（以下、介護保険施設入所サービスも含めて「サービス」という）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。
- 2 当施設が提供するサービスは本約款、別紙1、別紙2、別紙3及び「利用者負担説明書」（以下「本約款等」という）に基づく法令等の趣旨に沿ったサービスであり、その結果を保証するものではありません。

### （適用期間）

- 第2条 本約款は、当施設の入所または利用判定会議にて受入れ決定後に利用同意書に署名のうえ提出し、初めてサービスを受けた日以降から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。
- 2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設のサービスを利用することができるものとします。但し、本約款等の改定が行われた場合は、新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

### （身元引受人）

- 第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。
- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。
  - ② 弁済をする資力を有すること。
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上の当施設に対して負担する一切の債務を別表1の極度額の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
  - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
  - ② 利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

- 第4条 利用者は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者のサービス計画にかかわらず、本約款に基づくサービスを解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者のサービス計画作成者に連絡するものとします（本条第2項の場合も同様とします）。
- 2 身元引受人も前項と同様にサービス利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。
  - 3 利用者又は身元引受人が正当な理由なく、サービス実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除および終了)

- 第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づくサービス利用を解除することができます。
- ① 利用者が要介護認定において対象外となった場合。
  - ② 利用者のサービス計画で定められた利用時間数を超えた場合の超える部分。
  - ③ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず7日間以内に支払われない場合。
  - ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切なサービスの提供を超えると判断された場合。
  - ⑤ 利用者が当施設のルールを守らず注意しても一向に改善しない場合。
  - ⑥ 介護支援計画等（ケアプラン）の作成に利用者や家族が協力しない場合。
  - ⑦ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。
  - ⑧ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
  - ⑨ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合。
- 2 介護保険施設サービスを受けている者が病院に入院又は他の施設に入所した場合、本

約款に基づく入所利用は終了します。

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づくサービスの対価として、利用者負担説明書の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月20日までに発行し、所定の方法により交付します。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額を翌月4日までに支払うものとします。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。
- 4 利用開始時に保証金を預かる場合は、利用者又は身元引受人より同意を得たうえで、保証金として、保険給付の自己負担額、居住費及び食費等利用料の合計2ヶ月分相当額をお預かりし、万一、利用料のお支払いが滞った場合には、この保証金から充当させていただき、退所時にお支払いの過不足を清算することといたします。

(記録)

第7条 当施設は、利用者のサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します。(診療録については、5年間保管します。)

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、

身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等。
  - ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携。
  - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知。
  - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等。
  - ⑤ 政府機関、裁判所等から法令に基づいて開示を求められた場合。
  - ⑥ 弁護士等の職務上守秘義務を負っている専門家から助言をもらうために開示する場合。
  - ⑦ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）。
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（緊急時の対応）

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 前項のほか、サービス利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、速やかに連絡します。

（事故発生時の対応）

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

（要望又は苦情等の申出）

第12条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供するサービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員もしくは苦情相談窓口担当者に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

（賠償責任）

第13条 サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

（不可抗力）

第14条 地震、津波、暴風雨、洪水、戦争、暴動、内乱、反乱、革命、テロ、大規模火災、感染症、疫病、伝染病、ストライキ、ロックアウト、法令の制定・改廃、その他の当事者の合理的支配を超えた偶発的事象（以下「不可抗力」という。）による本契約の全部また

は一部の履行遅滞または履行不能については、施設は責任を負いません。なお、支払債務の遅滞及び不能は不可抗力により免責されません

- 2 施設は、不可抗力による影響が軽減されるよう合理的なあらゆる努力を尽くします。
- 3 不可抗力による約款の全部または一部の履行遅滞または履行不能が継続する場合、各当事者は、相手方に書面で通知することにより本契約を解除することができます。

(利用契約に定めのない事項)

第 14 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

別表 1 第 3 条 2 項の極度額

サービスの種別	極度額
介護老人保健施設入所サービス	1, 000, 000円 (税別)
短期入所療養サービス	300, 000円 (税別)
介護予防短期入所療養サービス	300, 000円 (税別)
通所リハビリテーション	300, 000円 (税別)
介護予防通所リハビリテーション	300, 000円 (税別)
訪問リハビリテーション	300, 000円 (税別)
介護予防訪問リハビリテーション	300, 000円 (税別)

<別紙 1 >

当施設のご案内  
(2022年11月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 医療法人 積愛会 千の星・よこはま
- ・開設年月日 平成20年(2008年)4月24日
- ・所在地 神奈川県横浜市戸塚区柏尾町1434-3
- ・電話番号 045-822-2682
- ・ファックス番号 045-822-2791
- ・管理者役職氏名(資格) 施設長 森井 誠二(医師)
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(1451080076号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)や通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)、訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[千の星・よこはまの運営方針]

「私たちは、利用者の尊厳を守り、安全に配慮しながら、生活機能の維持・向上をめざし総合的に援助します。また、家族や地域の人びと・機関と協力し、安心して自立した在宅生活が続けられるよう支援します。」

(3) 施設の職員体制

	常勤換算	夜間配置	業務内容
・医師	1. 2人以上		医療業務
・看護職員	12. 0人以上	1. 0人以上	医療・介護業務
・薬剤師	0. 4人以上		薬剤業務
・介護職員	40. 0人以上	6. 0人以上	介護業務
・介護支援専門員	2. 0人以上		ケアプラン・相談業務
・支援相談員			
・理学療法士	8. 0人以上		機能訓練業務
・作業療法士			
・言語聴覚士			
・管理栄養士	1. 0人以上		栄養管理業務
・事務職員	2. 0人以上		事務業務
・その他	5. 0人以上		運転・施設保全

(4) 入所定員等 定員120名(うち認知症専門棟40名)

療養室 個室28室 2人室6室、4人室20室

(5) 通所定員 25名

## 2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- ④ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）  
朝食 08時00分～09時00分  
昼食 12時00分～13時00分  
夕食 18時00分～19時00分
- ⑤ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑧ リハビリテーション
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑪ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑫ 理美容サービス（原則月4回実施します。）
- ⑬ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- ⑭ 行政手続代行
- ⑮ その他

\*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

## 3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

### ○協力医療機関

名称 医療法人 積愛会 横浜舞岡病院  
住所 横浜市戸塚区舞岡町 3482 ☎ 045-822-2125

名称 医療法人 横浜未来ヘルスケアシステム 戸塚共立第1病院  
住所 横浜市戸塚区戸塚町 116 ☎ 045-864-2501

名称 医療法人 明理会 東戸塚記念病院  
住所 横浜市戸塚区品濃町 548-7 ☎ 045-825-2111

名称 国家公務員共済組合連合会 横浜栄共済病院  
住所 横浜市栄区桂町 132 ☎ 045-891-2171

### ○協力歯科医療機関

名称 アフロステタルクリニック  
住所 横浜市中区伊勢佐木町4丁目 108-2 佐藤ビル2F  
☎ 045-325-8041



◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・ 面会は午前9時から 午後5時です、来所の際は、受付窓口にて面会票へのご記入をお願いしております。
- ・ 外出・外泊を希望される場合は、前日までに各階の職員にご連絡ください。
- ・ 酒類は、行事等以外ではお飲みいただけません。
- ・ 敷地内全面禁煙です。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、自己管理可能な場合に限り必要最小限の範囲内で可能です。具体的には担当職員にお尋ねください。
- ・ 金銭・貴重品の管理はご自身でお願いしています。破損、紛失の場合でも施設では責任を負いかねますのでご了承ください。
- ・ 外泊時等の施設外での医療機関の受診は、事前に担当職員にご相談願います。

5. 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災報知機、火災通報装置他
- ・ 防災訓練 年2回以上

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。(電話045-822-2682)

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、受付に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

<別紙 2 >

各サービスについて  
(2022年10月1日現在)

介護保健施設サービスについて

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

1. 介護保健施設サービスの概要

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

- ◇医療：介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。
- ◇リハビリテーション：原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。
- ◇栄養管理：心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。
- ◇生活サービス：当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

2. 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の概要

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護者（介護予防短期入所療養介護にあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案されたサービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の概要

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護者（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案されたサービス（介護予防サービス）計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

#### 4. 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の概要

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、要介護者（介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案されたサービス（介護予防サービス）計画に基づき、サービス一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

<別紙3>

## 個人情報の利用目的 (2022年10月1日現在)

医療法人積愛会 千の星・よこはまでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

### 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
  - －入退所等の管理
  - －会計・経理
  - －事故等の報告
  - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - －利用者にサービスを提供する他のサービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - －検体検査業務の委託その他の業務委託
  - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
  - －保険事務の委託
  - －審査支払機関へのレセプトの提出
  - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

### 【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - －当施設において行われる学生の実習への協力
  - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －外部監査機関への情報提供

## ホームページや会報誌等への写真掲載に関して

利用者様の日中のご様子や、イベントの開催に関してホームページや会報誌を通じてご案内しておりますので写真撮影およびホームページや会報誌(星のかがやき)の掲載について承諾いただきたく、お願い申し上げます。

### 承諾事項

- 複数または個々での利用者様の写真(以下「写真」と称します)の撮影およびその写真を施設内に掲示及びそれぞれのご家族様に配布すること。
- 写真を会報誌(星のかがやき等)及びホームページに掲載すること。
- 利用者様が関わった習字や絵画、その他作品を名前付きで会報誌やホームページに掲載すること。

### <承諾いただいた場合>

- 掲載する際には、その都度利用者様に口頭で確認し、同意頂けない場合は、ご家族様に同意を頂いていても、掲載を見送ります。
- 今回承諾頂いても、その後いつでも撤回が可能ですので、お電話等でご連絡ください。また、その際には、ご要望に応じて掲載済みの写真等の削除に努めさせていただきます。

### <承諾いただけない場合>

- 施設サービスにおいてレクリエーションの参加制限等、不利益になることは一切ございません。
- 利用者様間同士での集合写真を撮影する際に、お声をかけない場合がございます。
- 個人の判別ができないように写真を加工したうえで掲載する場合がございます。

※ 承諾を頂いた場合でも撮影の際に、利用者様に口頭にて承諾を得てから撮影します。